

議案第 17 号

小田原市景観条例の一部を改正する条例

小田原市景観条例（平成 17 年小田原市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条第 2 項第 1 号中「及び国道 1 号本町・南町地区」を「、国道 1 号本町・南町地区及びかまぼこ通り周辺地区」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

小田原市景観計画において新たにかまぼこ通り周辺地区を景観計画重点区域として位置付けることに伴い、当該区域内における景観法に基づく行為の届出について適用除外となる行為を定めるため提案するものであります。